

鳥取市議会福祉保健委員会会議録

会議年月日	令和3年9月21日（火曜日）		
開 会	午前9時58分	閉 会	午前11時15分
場 所	市役所本庁舎7階 第1委員会室		
出席委員 (8名)	委員長 椋田 昇一 副委員長 浅野 博文 委員 金田 靖典、加藤 茂樹、足立 考史 魚崎 勇、上田 孝春、寺坂 寛夫		
欠席委員	なし		
委員外議員	なし		
事務局職員	庶務係主幹 石田久美子	議事係主任	萩原真智子
出席説明員	【福祉部】 福祉部長 竹間 恭子 次長兼地域福祉課長 梶 和浩 地域福祉課課長補佐 山根 径 次長兼長寿社会課長 奥村上雅浩 長寿社会課課長補佐 植田 修三 障がい福祉課長 田川 新一 障がい福祉課課長補佐 霜村 俊二 生活福祉課長 栢谷 承文 生活福祉課課長補佐 有田 博 次長兼保険年金課長 藏増 祐子 保険年金課課長補佐 田淵 康修 【健康こども部】 健康こども部長 橋本 浩之 こども家庭相談センター所長 田中 隆志 こども家庭相談センター所長補佐 梶 晶子 鳥取市保健所長 長井 大 保健所副所長兼保健総務課長 竹内 一敏 保健所次長兼保健医療課長 大塚 月子 保健医療課課長補佐 竹内 大 保健所次長兼健康・子育て推進課長 小野澤裕子 健康・子育て推進課課長補佐 小宮 覚		
傍 聴 者	なし		
会議に付した事件	別紙のとおり		

午前9時58分 開会

【福祉部】

◆椋田昇一委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから福祉保健委員会を開会いたします。

本日の日程はお手元に配布のとおりです。本日は市立病院の議案がないため、福祉部の議案審査、続いて健康こども部の議案審査を行いたいと思います。それでは福祉部の議案審査に入

ります前に竹間部長より御挨拶をいただきます。竹間部長。

○竹間恭子福祉部長 はい。皆さん、おはようございます。本日福祉部の案件は議案第105号令和3年度鳥取市一般会計補正予算の福祉部の所管に属する部分、もう1つが議案第106号令和3年度鳥取市介護保険費特別会計補正予算の2件となります。内容については9月8日の委員会で御説明申し上げておりますので、本日は御審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

議案第105号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（質疑・討論・採決）

◆棕田昇一委員長 それでは議案審査に入ります。先ほどの部長の御説明でもありましたように、説明については前回の委員会で既にいただいております。では、議案第105号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の質疑を行います。本案について委員の皆様から質疑はございますか。金田委員。

◆金田靖典委員 おはようございます。金田です。事業別概要の18ページの上段の地域介護・福祉空間整備等補助金の説明、この前いただきましたけども、厚労省がね、9月1日付で実施計画についての報告が出てるんですけども、その中に鳥取市は6件で1億8,900万なんです。それでここに出されてるのは7件で、2億7,800万で、国の補助は1億9,300万ですから、この違いを教えてください。

◆棕田昇一委員長 奥村上次長。

○奥村上雅浩次長兼長寿社会課長 はい。長寿社会課奥村上です。9月1日付で国のほうの最終的な内示が届いております。そのときに、この補正予算なんですけど、中国厚労局と協議をしてきた結果で対象になるだろうというもの全てを一応網羅はさせていただきました。その後9月1日付で最終的な内示の通知が届きましたが、その中で事業の内容の一番上の段、認知症高齢者グループホーム等防災改修支援事業費、4事業者の2,255万円と計上させていただいております。このうちの4件のうち、最終的なところで1件、過去の実際の災害の経緯であるとか、それから老朽化の状況等で今年度の予算としては先送りということで採択にならなかったというものがありましたので、それが補助事業費として329万9,000円、こちらが1件内示で落ちましたので、これにつきましては最終的には予算が執行できないというような、そんな状況になっているところでございます。委員御指摘のとおり、9月1日付の通知でございました。以上でございます。

◆金田靖典委員 はい。ありがとうございました。分かりました。

◆棕田昇一委員長 そのほかございますか。足立委員。

◆足立考史委員 おはようございます。足立です。今の回答等に重複すると思いますけど、この説明の中で10分の10と、それから本市4分の1の負担部分とがあります。それで、一応出ますのが今7件、改修とか出てまして、どれが10分の10に当たって、どれが4分の1の負担なのか、教えていただけますか。

◆棕田昇一委員長 奥村上次長。

○奥村上雅浩次長兼長寿社会課長 長寿社会課奥村上です。国費10分の10が当たりますが、

事業の内容の一番上の段、認知症高齢者グループホーム等防災改修支援事業費、こちらは10分の10でございます。それから下の3つ、これが、国が2分の1、市が4分の1、事業者4分の1というような負担になります。非常用自家発電設備整備事業、それから水害対策強化事業、給水設備整備事業、こちらが10分の10ではなくて、国は2分の1、それから自治体が4分の1、事業者4分の1というような事業負担になっておるものでございます。以上でございます。

◆**棕田昇一委員長** 足立委員。

◆**足立考史委員** そうしましたら引き続きです。防災改修の床・壁等々の改修とか、それから水害対策強化事業費の補正で出てますが、これは先日の豪雨のときの災害で起きたものなのか、それまでにこの改修をしないといけなかったものなのか、老朽化なのか、ちょっとその経緯を教えていただけたらと思います。

◆**棕田昇一委員長** 奥村上次長。

○**奥村上雅浩次長兼長寿社会課長** はい。長寿社会課奥村上です。この補助事業につきましては近年の水害であるとかそういったこと、火災等もありました。そういったことで年次的に毎年度国が予算をつけて、間接補助事業で行ってきおるものでございます。国10分の10の事業といたしましては、これまでもずっと鳥取市の対象となる事業所も整備を続けてきましたスプリンクラーの設置事業というのも10分の10の事業でございましたが、令和元年度ぐらいたったと思いますけども、その辺りで年次的に要望があった事業所、対象となる事業所の整備が年次的に毎年何事業者が行われて全部完了したというようなことでございますし、このたびの床の貼り替えであるとか、壁の補修、屋根の補修等、これも事業者が計画的に実施しているもの、これが、要望があって、その後、国との協議で採択をしていく、年次的にこれも行っているものでございますので、特段このたびの水害対策等で行ったというものではございません。継続的に予算がついて、国のほうの予算がどの程度通ったのかとかっていうことで全国的に配分が行われて、年次的に改修を行ってきているものでございます。

それから水害対策強化事業も同様でございますが、水害対策につきましては今年度から新たに加わったような事業でございまして、事業所も様々年次的に改修等行う中で要件が合致したものが要望として上がってきて、国と協議をして補助対象になるかどうか、今年度の補助対象にするのか、あるいは翌年度以降になるのかというような、そういった協議を行って、順次行っているものでございます。以上でございます。

◆**棕田昇一委員長** 足立委員。

◆**足立考史委員** はい。回答ありがとうございます。そうしましたら、国の採択後の補正というのは毎年要望書が出ていて、決定するのが年度当初じゃなくて、途中で採択があったら今回のように補正で出るといふ形が今後も続くということで理解していいんでしょうか。

◆**棕田昇一委員長** 奥村上次長。

○**奥村上雅浩次長兼長寿社会課長** はい。基本的にはそういった流れになります。国が、当初予算が通って、各都道府県の配分等がある程度検討する中で、国から通知が来て事業者の要望を取りまとめてくださいというようなことが5月、通常は4月とかに来るんですけども、今年度はコロナの関係で遅れていて、5月連休前だったと思います。そんな頃に県に、都道府県に

下りてくる。本市は中核市ですので、直接国からその要望の取りまとめが下りてまいりました。それで取りまとめをして、予算の配分等から協議をさせていただくということで、基本的には毎年こういった形で9月補正、あるいは遅いときには12月補正ということもございました。毎年度補正予算で審議をさせていただくような予算の内容になっております。以上でございます。

◆**棕田昇一委員長** 足立委員。

◆**足立考史委員** はい。ありがとうございます。そうしましたら、引き続き次の。

◆**棕田昇一委員長** ちょっとお待ちください。今のに関連して、ほかの委員よろしいですか。寺坂委員。

◆**寺坂寛夫委員** はい。これ新たに水害対策事業ということで項目が上がっておりますけど、基本的にはどうですかね。鳥取市は千代川から洪水のときに越水したらどの程度の水深で水が浸かるという想定区域がありましてね、その中でも介護施設は多々あると思います。そういう中で、この事業に対するね、例えばダイレクトメールで案内したとかそういうことですけど、実際の建築士協会とか、建築課のほうの市の職員とか、現地調査を見てチェックして、どの程度の設備が必要なのかどうか。例えば平屋でしたら2階部分がない、そういう分でしたらば2階の増設、あるいは坂道、階段の解消、エレベーターでしたらば自家発電ということもあるでしょうね。その辺のチェック体制は、どの程度を把握されとるのか。指導とか、その辺の。非常に介護施設が多いと思いますんでね、浸水想定区域に。

◆**棕田昇一委員長** 奥村上次長。

○**奥村上雅浩次長兼長寿社会課長** はい。長寿社会課のほうで行っておりますのは、事業者にそういった改修の予定があるのかどうかということ、要望の取りまとめをしております。それと、それが水害対策になるのかどうかというような内容についてはハザードマップで確認をしているとかということで、関係課等、特に協議をして厚労省のほうに要望、集約しておるといような状況にはなっておりません。以上でございます。

◆**棕田昇一委員長** 寺坂委員。

◆**寺坂寛夫委員** 今の考え方は、極端に言えば事業者に聞きながら、ハザードマップでどの程度水が浸かるのか、想定区域、それ見る程度という。やはり技術的にある程度、避難体制の設備というのは非常に重要なこと。いろいろ施設は多々ありますけどね、保育所やあんなんはあるけど、今回高齢者介護施設ということで。ストレッチャーで運んだり、2階に上げるとか、背負われる方も多いですけどね、災害状況や避難状況をよくテレビで見ますけど。その辺の対応はやはり現地確認でそれなりの施設の整備を確認しながら、一番最適な避難方法、それとかそういう施設の整備、建物の在り方といいますか、その利用形態を、何かその辺をもう少し。今後も事業が続くんでしょうけどね、それらはある程度建築協会や、極端に言やあ委託費でもいいでしょうね、そういう全体調査やその辺の施設のあれが必要なのかなという気がしますけど。これ意見としておきます。

◆**棕田昇一委員長** 今のは御意見ということで。

◆**寺坂寛夫委員** はい。

◆**棕田昇一委員長** じゃ、この件についてはもうよろしいでしょうか。じゃ、足立委員、先ほど

の。はい、どうぞ御発言ください。

◆**足立考史委員** すみません。その同じページの下段の高齢者居住環境整備助成費についてです。この補正ですけれども、当初予算の4件見込みから増えているわけですが、この実績ですね、見込みを算出された、どのようにこの件数を算出されたのか、その内容を教えていただけたらと思います。

◆**棕田昇一委員長** 奥村上次長。

○**奥村上雅浩次長兼長寿社会課長** はい。決算見込みですけれども、過去3年間の事業の決算を見ますと、3年前、平成30年が7件の176万6,000円、1件当たりの単価は25万3,000円でした。令和元年、2年前ですが、これの実績が2件、75万3,000円、1件当たりの単価としては37万7,000円、それから昨年度が、当初予算が150万程度あったと思いますが、実績としては4件の117万9,000円、1件当たりの単価はまた30万円を切りまして29万5,000円というような実績でございました。当初予算を策定するときの考え方といたしましては、前年度の決算、これまで7件、2件、4件というような流れでしたのでほぼ中庸でもございました。前年度の決算見込み4件、それから単価といたしましてはこの過去2年間の平均を取っておおむね33万円程度ということで、4件33万円として132万円の当初予算を計上いたしておったところなんですけれども、この実績が今年度は7月ぐらいまでに、すみません、7月ぐらいじゃないですね、7月までに3件の申込みがございまして、102万4,000円という実績が既に出ておりました。例年の8月以降の申込み状況がおおむねこの7月、8月までのと同程度の件数が出ておるということから確実なものではございません。確実に見込んだものではございませんが、少なくとも住宅改修の申込み等があったときに対応できるように7月までの件数と同様の3件、それから今年度の実績等から単価を若干落としておりますけれども28万5,000円ぐら이의単価を見込んで3件分、この決算見込みを立てたところでこのたびの55万9,000円の補正予算を計上させていただいたところでございます。以上でございます。

◆**棕田昇一委員長** そのほか委員の皆様ありますか。浅野副委員長。

◆**浅野博文副委員長** はい。今のにちょっと関連してですけれども、これとは別で介護保険を使つての高齢者住宅改修費用助成制度というのが最高20万円まで、本人負担が1割負担だったと思うんですけれども、これを使った上でのプラスでこの事業助成なのか、その辺の兼ね合いをちょっと教えてもらえますか。

◆**棕田昇一委員長** 奥村上次長。

○**奥村上雅浩次長兼長寿社会課長** はい。介護保険のほうを必ず使い終えているとかっていうことでは必ずしもありませんが、こちらの事業の場合は本人及び同一住所を有する者が全て市民税非課税の方が対象になっておるといことがございます。ですので、こちらを1割負担ではなくこちらを使われるという場合もそれは認めておりますし、介護保険のほうの20万円を、上限を使い切っているというような方からの申込みということも、一般的にはそちらのケースのほうが多いように感じておるところでございます。どちらも併用して使えるというものでございます。以上でございます。

◆**棕田昇一委員長** 浅野副委員長。

◆浅野博文副委員長 今回の説明で分かりましたけども、その辺で介護保険を先に使えば本人負担は1割、20万円でしたら本人負担は2万円までで済みますし、こちらの助成金額でいくと、20万円までは本人が3分の1の6万7,000円は負担しないといけないんで、どう考えても介護保険のほうを使われたほうが、介護認定を受けられておられたらね、そういったほうが有利なんで、その辺の、使うときには確認をしてあげたほうがいいんじゃないかなと思いますので、よろしくをお願いします。要望です。

◆棕田昇一委員長 奥村上次長。

○奥村上雅浩次長兼長寿社会課長 はい。通常そういった流れになっておりますし、そういったことも確認はさせていただいているということでございます。それと、あと、すみません。補足ですけれども、説明が漏れておりましたが、この事業の場合は介護認定が必ずしも要件にはなっておりませんので、介護認定を受けておられない方はこちらの事業を使えますということでお勧めもできる事業になっております。以上でございます。

◆棕田昇一委員長 金田委員。

◆金田靖典委員 介護認定を受けている者ってなってますよ。対象者、要介護要支援の認定を受けている者ってなっておりますけどね。

◆棕田昇一委員長 奥村上次長。

○奥村上雅浩次長兼長寿社会課長 申し訳ありません。そのとおりです。ちょっと別の事業と勘違いいたしました。失礼いたしました。

◆棕田昇一委員長 そのほか、委員の方。なら、金田委員。

◆金田靖典委員 よろしいですか。

◆棕田昇一委員長 はい、どうぞ。

◆金田靖典委員 それに関連してだけでも、一般財源のほうの整備助成を使う場合と、それから今、浅野委員からも言われたように介護保険を使う場合のそれぞれのデメリットとメリットというのは、こっちを使う場合にはこういうメリットがある。利用者にとってのメリットとデメリットを教えてください。それからもう1ついいですか。もう1ついいですか、続けて。同じところ。

◆棕田昇一委員長 1つずつのほう分かりやすい。

◆金田靖典委員 分かりました。はい。

◆棕田昇一委員長 答弁いただきます。はい、奥村上次長。

○奥村上雅浩次長兼長寿社会課長 はい。長寿社会課奥村上です。メリット・デメリットという点では、まず自己負担は20万円まででしたら介護保険を使われたほうが自己負担が少なくて済むというメリットがございます。それからこちらの事業を使うメリットといたしましては、介護保険のほうの20万円を使い切っても、さらに改修が必要な場合に活用ができるということと、それから20万円を超えるような工事の場合、こちらもある程度全額ではございませんけれども、補助が受けれるということがメリットになろうかと思っております。以上でございます。

◆棕田昇一委員長 金田委員。

◆金田靖典委員 はい。ありがとうございます。じゃあ、続けてですけども、この対象者のと

ころのね、先ほど言った認定を受けた云々の後ろに同一住所を有するってあるんですね。普通ね、同一世帯とかってなるんですけど、ここだけは同一住所になっていることの理由を教えてください。

◆**棕田昇一委員長** 奥村上次長。

○**奥村上雅浩次長兼長寿社会課長** はい。所得であるとか、介護保険料であるとか、そういったことを判定する場合には世帯で一応は区分をさせていただいている、生計が一緒かどうかというようなことになろうかと思えます。ただ、この事業の場合は同じ家に住んでいて世帯が別、生計が別ということになっても一緒に住まわれている方の家というようなそういった観点から同一世帯ではなくって、同一住所、同じ住所地に所得のある方が住んでいらっしゃるんであれば、基本的には御家族で対応していただくのが本筋ではなかろうかというような考え方から同一住所ということになっているものというふうに理解をしております。以上でございます。

◆**棕田昇一委員長** 金田委員。

◆**金田靖典委員** はい。じゃあ、重ねてですけども、ということは同一敷地内に別住居を建ててもそれは対象にならないということなんですかね。

◆**棕田昇一委員長** 奥村上次長。

○**奥村上雅浩次長兼長寿社会課長** はい。内規であるとか、ちょっと明確なものが、今、手元にはないんですけども、基本的に同一敷地内で住居が別だと。それで生計も別ですということになれば、そこは実態に合わせた判断をさせていただかないといけないと思えます。それで、別の建屋に住んでおられて、それで世帯も別であるということになると地番が分筆等で枝番がついてるとか、そういったことであれば同一住所ではないということもそこで判定はできようかと思えますし、1つの筆の中で別の住居を建てていらっしゃるということになると、この同一住所としていることの主旨から言っても、所得のある方が一緒に住まわれている家ではなくて、別の家ということで、そういった判断をさせていただくべきなのではなかろうかというふうに理解はします。以上でございます。

◆**棕田昇一委員長** 金田委員。

◆**金田靖典委員** はい。じゃあ、同一敷地内で別住宅の場合には、そういう対象になることも有り得るということでもいいわけですね。はい。分かりました。以前、これはたしかなかったんですよ。全ての市民税非課税者っていうのが、以前はこれがたしかなかったんじゃないですかね。それでね、これが新たに加わってちょっと利用がぎゅっと絞られたっていうような経緯があったような気がしたんですけども、それはいいです。はい。

◆**棕田昇一委員長** 今のは答弁よろしいですね。そのほか質疑ございますか。それでは以上で。はい、じゃあ、金田委員、どうぞ。

◆**金田靖典委員** はい。じゃあ、よろしくお願ひします。債務負担行為のところの50ページですね、補正予算の債務負担行為の概要っていうのが福祉総合窓口業務等包括委託事業費っていうのが、以前はね、これ、なんぼだったかな。今回は3年間で2億9,000万円で、単年度9,600万というふうなことでの上限額での債務負担行為の概要なんですけども、少し教えてほしいのは、令和2年度の包括外部監査報告の中に、コスト面も含めて現在の委託期間終了の際には個

別委託、包括委託、直営のいずれが望ましいかを検証する必要があるというふうに指摘されているんですけども、その辺りの検証についてはどのようにされたのか教えてください。

◆**棕田昇一委員長** 梶次長。

○**梶 和浩次長兼地域福祉課長** はい。地域福祉課梶でございます。この検証につきましては、今年度の4月、5月に関係課、それから行財政改革課、職員課等関係課に集まっておきまして4回にわたって審議をさせていただきました。それで、効果でありますとかを検証いたしまして、その結果、市のほうの組織でございまして、鳥取市行政改革推進本部において結果のほう報告させていただいて、窓口委託に関する効果のほうは検証させていただいたところでございます。以上です。

◆**棕田昇一委員長** 金田委員。

◆**金田靖典委員** 検討された結果の中身は何だったですかね。

◆**棕田昇一委員長** 梶次長。

○**梶 和浩次長兼地域福祉課長** はい。地域福祉課梶です。まず、窓口サービスの満足度でありますとか、それから柔軟な人員配置がされているというようなところでの効果、それから直営でした場合の人件費と、この委託費との費用の比較等を行いました。それと委託に当たりましては個別に業務ごとに委託する場合と、この包括的に委託する場合との効果も確認いたしました。やはりこの複数業務の申請にいられた方に対しまして、職員のほうが入れ替わり対応するというようなこと等ございまして、包括委託のほうが適切だというようなところを検証したところでございます。以上でございます。

◆**棕田昇一委員長** 金田委員。

◆**金田靖典委員** よろしいですか。その検証の中でね、経費的にはどれぐらいの差が出るというふうにはじかれましたかね。

◆**棕田昇一委員長** 梶次長。

○**梶 和浩次長兼地域福祉課長** はい。現在の委託の状況でございますが、それぞれの業務委託しております業務につきまして、直営でしたときには正職員がおおむね5人弱、それから会計年度任用職員が21人程度必要であろうというところでございました。それで、それぞれ正職員につきましては給与、賞与、時間外等の平均、それから会計年度任用職員につきましても平均給与で算定いたしまして、おおむね年間900万程度の効果があるものというふうに試算しております。

◆**棕田昇一委員長** 金田委員。

◆**金田靖典委員** はい。900万円ぐらいの減額だということになるということなんですけど、900万円というと大体人件費2人分ですよ。正職の場合のね、3人分ですか。

◆**棕田昇一委員長** 少し進めてください。

◆**金田靖典委員** はい。だと思うんですよ。それで2人、3人分の人件費で業務委託を外部に出すメリットというのがどちらにあるのかなというのを非常に僕は。業務のいわゆるスキルアップをね、職員の皆さんのスキルアップを考えると1人、2人の人件費だけです。きっと多分委託業務の中にはもっと人を大勢配置されているんだと思うんです。実際の直営の場合に今

4.7人と、4.5人とされたか。約5人と21人だからざっと25人から26人の人員配置になるけども、それが委託で900万円減ということになると、基本的に日常業務の中で職員の皆さんが30年、40年勤めていく中でのね、スキルアップを考えた場合に、この2人、3人ぐらいの人件費とどっちがメリットがあるのかなというのを非常に不可思議に思ってるんです。もっともっと大事なことがいっぱい詰まってるんじゃないかなというような気がするものですから、ちょっとお尋ねしました。

もう1つ、障がい福祉課は、以前、窓口業務はそぐわないというふうなことで、当初は外れたように思ってたんですけど、このたびは障がい福祉課も入ることになったんですかね。

◆**棕田昇一委員長** 田川課長。

○**田川新一障がい福祉課長** はい。このたびから入れさせていただくようにさせていただいております。

◆**棕田昇一委員長** 金田委員。

◆**金田靖典委員** 理由を教えてください。

◆**棕田昇一委員長** 田川課長。

○**田川新一障がい福祉課長** はい。障がい福祉課田川でございます。まず、これまでは入れてなかったんですけども、福祉総合窓口のこれまでの3年間の実績を見ておきまして、例えば先ほどもありましたけど、来場者の満足度がかなりの高評価であったりとか、あと、案内を実際にやっていらっしゃるやり方だとかそういうところを見ておきまして、福祉総合窓口の委託業務、国保とか介護とか窓口業務出てるんですけども、むしろ委託に出したほうがそういった窓口間の連携であるとか、そういったことがスムーズに行えるようになるのではないかとこのころがまず大きな理由でございます。それで、窓口業務に出すことによって、より相談業務とか、専門的な業務に職員がそちらに困難な事例などの解決で取り組めるようになるというようなことを今回目指しております。あともう1つ言わせていただきますと、災害対応などの場合でも職員が避難所などに出ている場合でも、窓口業務が継続できるというような、そういったこともメリットで考えております。以上でございます

◆**棕田昇一委員長** 金田委員。

◆**金田靖典委員** はい。言われたのが一般論でいくとそういう評価になって、それでこのたびも増やすということになっているんだなと、一般論でいくとですよ。それで、税務課が窓口をこのたびやめるんですよね、あそこは。なぜかという読んでみると、税務というのは窓口に来てもう既にそのときに個人情報の話だし、それから手続き、単に払う、払わん、出す、出さんだけでなしに、どうしてもちょっと込み入った対応になるから、ほとんど個人情報が扱えない人が前におっても意味がないと。むしろ窓口に近い人が対応すれば十分で、あとは個別の対応のほうがよっぽど大事なんだというのが、ざーっと言うと、もっと丁寧に書いてあるはずですけども、障がい福祉課というの、言えはむしろそういう形でのそれぞれの障がいに応じた形での、今さっき言われた専門的な対応ということであればもっともっと個別的な対応がとって要るところじゃないかなと思うんですよね。確かに入って来られたときに、これはどこに行けばええだろうかというので、何番に案内されるという部分はそれでいいんだろうけども、基

本的には一番その個別対応が要るような、ほかのところとはちょっと違う業務じゃないのかなというふうに思うんですが、何かその辺りはどう検証されたのかなというのを聞きたかったんですけども、いかがでしょうか。

◆**棕田昇一委員長** 田川課長。

○**田川新一障がい福祉課長** はい。障がい福祉課田川でございます。おっしゃるとおりだと思います。背景としまして、まず、市が委託しております相談支援事業所というのがございますが、そういった所で相談を受けたりということもかなり充実してきておりまして、個別の相談、どんなサービスが使えるかという相談はむしろそちらのほうが増えてきているかなというところがございますし、あと、今回窓口業務で出すのも、あくまで定例的な業務でございまして、用紙を渡して手続きを御説明したりとか、あとは書類を受けたりというようなことで、相談がいろいろ、お話をしながら、聞き取りしながら手続きが必要な、例えば補装具であったり、あと、サービスの利用であったり、そういったことは引き続き職員のほうで行わせていただくということで、今回は定例的な業務を委託に出すような格好で考えております。相談業務についても職員が窓口に出ないということではなくて、むしろその相談については積極的にこれまで以上に充実させて、職員のほうで対応していきたいというふうに考えております。以上です。

◆**棕田昇一委員長** 補足があるようです。梶次長。

○**梶 和浩次長兼地域福祉課長** はい。地域福祉課梶でございます。税の総合窓口の委託でございしますが、現在も委託には出しておりませんので、引き続き出さないという判断をさせていただいております。その理由といたしましては、税の相談等でございますが、徴税吏員でしか対応できないという条件がありますので、委託になかなか出せれないということと、総合窓口の受付につきましては、現在、会計年度任用職員が内部事務をしながらローテーションで窓口のほうに出ておられるというような格好でありますから、職員のほうもローテーションで出るというところがございます。それで済んでおりますのも税総合窓口の件数が1階のように多くなくて、極端に少ないというところがございますので、そこだけ切り出して委託するほうが効果的には出ないというところの判断もございまして、税総合窓口については委託しないというところがございます。補足させていただきます。

◆**棕田昇一委員長** 金田委員。

◆**金田靖典委員** はい。あまり長くなってもあれですので。それと、これはね、実はこの検討の資料を少しいただいている中で、結果的に25人の人員、さっきも出ていますけども、25、26人の人員が減になる、減になるというのはおかしいですね、が直営の場合はかかるけども、委託の場合にはそれがゼロになるように書いてあるんですけども、ゼロのように見えるんですけども、決してそうじゃなしに、多分ほかのところに人員が配置をされて動いたんだろうなと思っているんですけども、これが今まで25人が対応していたのが、ゼロになったわけではないですよ。

◆**棕田昇一委員長** 梶次長。

○**梶 和浩次長兼地域福祉課長** はい。地域福祉課梶でございます。現在のこの評価につきまし

ては、もう既に平成20年度頃から順次、委託に出してありまして、その当時には職員のほうは窓口職員としては減っているというふうに考えております。また、会計年度任用職員のほうが人数的には多いものですから、会計年度任用職員さんにつきましては、基本的には採用が不要になっているというふうに考えております。以上でございます。

◆**棕田昇一委員長** 金田委員。

◆**金田靖典委員** すみません。再々、確認のため。じゃあ、全体的には職員配置数は減っているということでもいいですかね。

◆**棕田昇一委員長** 梶次長。

○**梶 和浩次長兼地域福祉課長** はい。その該当します窓口業務としましては、そのようであったというふうに考えておりますが、ほかの業務等の増加とかに伴いましてそのまま職員のほうも配置しておいた可能性もありますが、ちょっとその当時のところを現在確認取れておりませんので御了承いただきたいと思えます。

◆**金田靖典委員** はい。ありがとうございます。いいです。

◆**棕田昇一委員長** そのほかございますか。よろしいですか。では、以上で質疑を終了します。討論ございますでしょうか。金田委員。

◆**金田靖典委員** はい。説明いただきましたけども、最後の債務負担の部分に関して、基本的にはやっぱり、どう住民サービスとね、皆さん方の職員が直接的にどう関わっていくのかという面では、非常にスキルの面では大きなウエイトを占めるんじゃないかなと思っていますので、やはりちょっとこの債務負担行為に関しては承服できません、という意見を申し上げておきます。

◆**棕田昇一委員長** そのほか、討論ございますか。では、以上で討論を終結します。

これより議案第105号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決します。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◆**棕田昇一委員長** 挙手多数と認め本案は原案のとおり可決されました。

議案第106号令和3年度鳥取市介護保険費特別会計補正予算（質疑・討論・採決）

◆**棕田昇一委員長** 次に議案第106号令和3年度鳥取市介護保険費特別会計補正予算の質疑を行います。本案について委員の皆様から質疑ございますか。金田委員。

◆**金田靖典委員** はい。質疑というのでないですけども、決算のところでもまた改めて教えてほしいんですけども、ここに出てきた介護保険特別会計の補正の3件分は決算でいくとね、実質収支というところの欄に載っておるんですよね。それで実質収支という場合には、収入と支出の差額の残額と僕らは文字面では思うんですけども、実は令和2年度の実質収支の欄でいくと、これは、実はこの、毎年毎年この補正予算で、前年度分の返金分がここにみんな毎年載ってきているんですよね。ということになると、これ実質収入でなしに、もともと行き場が決まったお金じゃないかという気がするんですけども、また決算のときでもいいですし、今、回答いただければそれで済みますけども、いかがでしょうか。

◆**棕田昇一委員長** 竹間部長。

○**竹間恭子福祉部長** はい。すみません。福祉部の竹間です。今、御指摘ありましたが、毎年同じように過年度分の調整と積立金等となっていて、そもそも想定されているお金じゃないかというお話ですよ、今回上げるんじゃない。同じように毎年精算をさせていただいて、時期としてはこの時期になるので、どうしても同じようなことの繰り返しにはなってしまいますが、決算をしてみないとやっぱりこのところは分からない数字ですので、想定上こうなっているのではなくて、やっぱり決算を終えて精算して初めてこの額が確定するというものになります。以上です。

◆**棕田昇一委員長** 金田委員。

◆**金田靖典委員** そうなんです、そうなんですけど、収支残高、残高と書いてあるのかな、あれ、何と書いてあるかね。確か、実質収支残高か何か書いてあるんですよ、项目的には、決算書の。ずーっと累々とその次の年のところの収入に上がって、それがここで落ちてくるという支出の仕方をされているんですよ。何か、そもそも確定された金額。だって、決算額のところに出てくるわけですから、決算、確定しないとその数字は出てこないじゃないですか。だけど、それは必ずこの9月議会の補正で返金として出てくるんです。まあ、また。いいです。宿題にしましょう。

◆**棕田昇一委員長** では、また決算審査のときに、それでよろしいですか。はい、金田委員。

◆**金田靖典委員** はい。追いかけてみるとずーっとその金額が上がって、計上されてはそこでまた出て、はい、出るという流れになっていますから、また教えてください。すみません。ありがとうございました。

◆**棕田昇一委員長** そのほかございますか。では以上で質疑を終了します。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆**棕田昇一委員長** 討論なしと認め討論を終結します。これより議案第106号令和3年度鳥取市介護保険費特別会計補正予算を採決します。本案に対し賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◆**棕田昇一委員長** はい。挙手全員と認め本案は原案のとおり可決されました。

以上でよろしいでしょうか。ほかに何かございますか。それではこれで福祉部を終了します。福祉部の皆様、お疲れさまでした。

【健康こども部】

◆**棕田昇一委員長** それでは引き続き健康こども部に入ります。

議案審査に入ります前に、橋本健康こども部長より御挨拶をいただきたいと思っております。

○**橋本浩之健康こども部長** おはようございます。健康こども部の橋本でございます。本日は健康こども部議案第105号の令和3年度鳥取市一般会計補正予算、この健康こども部に係る部分の審査についてお願いしたいと思います。それからもう1件報告がございまして、新型コロナウイルス感染症在宅療養に係る医療提供体制の整備、こちらのほう8月の中旬に感染者、陽性者の数が増えまして、以来医療体制の整備を行ってまいりましたので、これについての説明を

担当の保健医療課のほうからさせていただきますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

◆**棕田昇一委員長** ではこの後、議案審査に入りますけど、その前に執行部のほうで資料の訂正があるようですので、まずその説明をしてください。田中所長。

○**田中隆志** ども家庭相談センター所長 はい。ども家庭相談センターの田中です。すみません。事業別概要の訂正を1件お願いしたいと思います。事業別概要20ページの上段を御覧ください。妊娠・出産包括支援事業費でございます。この中の事業の概要の中の下のほうに事業の内容とございまして、母子デイサービスと母子ショートステイサービスの金額の説明をしておりますが、この説明が逆になっておりました。正しくは母子ショートステイが94掛ける18,000円の169万2,000円、母子デイサービスが35日掛ける10,000円で35万円というのが正しい説明でございました。申し訳ございませんでした。以上です。

議案第105号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（質疑・討論・採決）

◆**棕田昇一委員長** それでは議案審査に入ります。説明については前回の委員会で既にいただいております。では、議案第105号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の質疑を行います。本案について委員の皆様から質疑ございますか。足立委員。

◆**足立考史委員** 足立です。お世話になります。今の訂正があった箇所ですが、予算書のほうでいきますと、組数で積算されている予算書なんですけど、補正のほうは先ほど言われたように、日数で単価ということで出されていまして、その違いですね、どれぐらい増えたのか、イメージ的に湧かないので、ちょっとその辺を教えてくださいませんか。

◆**棕田昇一委員長** 田中所長。

○**田中隆志** ども家庭相談センター所長 はい。ども家庭相談センター田中です。はい。この組数、当初予算では、ここの数字が組数で説明してあって、今回の補正では日数でということの違いでございます。利用見込みというものにつきましては年度の事業ごと、延べ何組の利用者があったかということをも1つの指標にしておるために、通常組数で表現をさせていただいております。それで、このたび日数で表現させていただきましたのはこの2つの事業のうち、この母子ショートステイサービスという事業が、最大7日間の利用ができるということで、利用者によって利用日数が異なってまいります。委託料算出の場合には、この延べ組数掛ける利用日数ということで計算をするために、金額を分かりやすく説明するために日数での表現にさせていただいたものでございます。この増加日数をざっと組数に換算いたしますと、母子デイサービスが35組、母子ショートステイサービスは40組というふうになります。以上です。

◆**棕田昇一委員長** よろしいですか。そのほか、委員の方は質疑ございますか。寺坂委員。

◆**寺坂寛夫委員** じゃあ、事業別概要21ページの下段のほうをお願いします。健康づくりで、これ、しゃんしゃん体操を推進するということですので、21ページ、下段ですね。しゃんしゃん体操の件です。20地区を今後6か月の間に3回予定されて、報酬ということのようですが、これ、現状はどうでしょうかね。各公民館の規模でも、しゃんしゃん体操のグループが

やっておられたりするわけです。この実態はどのように把握されて、どういうふうなその数字は、根拠をまずお願いしたいと思います。

◆**棕田昇一委員長** 小野澤次長。

○**小野澤裕子次長兼健康・子育て推進課長** 健康・子育て推進課小野澤です。この20地区ということの想定ですけども、令和元年度と令和3年度のしゃんしゃん体操普及員さんに新たにあられた方の地区が、約20地区がありますので、その20地区を想定して、この20地区での活動をしていただくという経費でこのたび計上させていただきました。以上です。

◆**棕田昇一委員長** 寺坂委員。

◆**寺坂寛夫委員** はい。想定ということ、新たなそのしゃんしゃん体操の普及員さんということ。これはどうでしょうかね、全体は46小学校区ぐらいあると思いますけどね、その辺の考え方、新たな20地区、半分以下ということですけどね。各地域に社会福祉協議会かどうか分かりませんが、公民館も分かりません。その辺と連携しながら、もう少し拡大するような感じだと思うんですけどね、新たな事業で積極的にというの。この考え方はどうですかね、他地区のことは。現状のまんまか、指導員さんは支払いがないわけですね、その辺の考え方を。

◆**棕田昇一委員長** 小野澤次長。

○**小野澤裕子次長兼健康・子育て推進課長** 健康・子育て推進課小野澤です。このたびの補正で20地区とさせていただいたのは、このコロナ禍において外に出ることが少なくなったりですとか、運動の機会が減っているということで、このたび普及員さんの活動も併せて新たな方にやっていただくということで、今まで現存している地域におきましては令和2年度も延べ回数として、一千回を超えるぐらいの回数で、しゃんしゃん体操の現在の普及員さんには活動をしていただいておりますので、このたびは新たな方の活動を支援するという形で、それとあとは、コロナ禍において引きこもりがちになっておられる中高齢者の方に対して、こういった体操を普及させるという意味で予算計上させていただきました。以上です。

◆**棕田昇一委員長** 寺坂委員。

◆**寺坂寛夫委員** はい。分かりましたけど、やはり、公民館を通じてかも分かりませんが、これ徹底してやっぱり広報活動を、こういう事業、年間、残り6か月、3回ほどですけど、調整しながら、多くの方っていいですか、周り、体育館とか広いところがないといけませんから、スペースが要って、その辺の広報活動をちょっと、努力していただくようお願いします。これは意見ですので。はい。

◆**棕田昇一委員長** そのほか、委員、質疑ございますか。足立委員。

◆**足立考史委員** はい。足立です。関連してお伺いします。今このコロナ禍の対策費で、国からの補助というか、交付金でされています。この報酬という考え方なんですが、これを続けるのかどうか、そこをお聞きするのは、ここのお金が国の交付金だけに頼ってるものを今後続けるとすれば本市の独自の予算でなるのかどうか。また、このコロナ関連のことがなくなってきた場合、もうこの制度が終わるのか、その辺のところを回答をお願いします。

◆**棕田昇一委員長** はい、小野澤次長。

○**小野澤裕子次長兼健康・子育て推進課長** 健康・子育て推進課小野澤です。はい。このしゃん

しゃん体操は今回補正で要求させていただいたのは、先ほども言いましたけど、やはりコロナ渦で外出の機会が少なくなっているという現状から健康保持のために自宅でも継続してできるような運動指導を実施していただいていることになっております。それで、専門の運動指導士さんと連携してしゃんしゃん体操普及員の方に進めていただくこととしております。今後はこのコロナ渦が解消になってきたときには、今おられる、300人ぐらいおられるんですけど、しゃんしゃん体操普及員の方に普及員養成講座であったりとか、スキルアップ研修で習得された運動を今後、今までどおり指導していただくこととしております。

なお、運動指導士さんへの謝金が必要な場合には、既存の健康教育事業費のほうの活用を考えております。以上です。

◆**棕田昇一委員長** そのほかございますか。金田委員。

◆**金田靖典委員** よろしいですか。20ページの下段の支援対象児童等見守り強化事業費ですけども、これ先般ね、説明のときに1か所当たり830万が2か所で1人当たりのが2万円を支援費として6か月間の100人というふうな説明だったと思うんですけども、これは実績払いですか、それとも包括委託でされるんですかね。

◆**棕田昇一委員長** 田中所長。

○**田中隆志こども家庭相談センター所長** はい。こども家庭相談センター田中です。この事業は概算払いということになっております。以上です。

◆**棕田昇一委員長** 金田委員。

◆**金田靖典委員** ということは手挙げをされた事業所にそのままお渡しをして、そこで実施していただくということではないんですかね。

◆**棕田昇一委員長** 田中所長。

○**田中隆志こども家庭相談センター所長** はい。そうでございます。

◆**棕田昇一委員長** 金田委員。

◆**金田靖典委員** よろしいですか。学習支援のはね、普段、前にもあったと思うんです、コロナだけでなしにね。それで、これの事業は今まであった学習支援にプラスアルファしての指導という形でいいんですかね。

◆**棕田昇一委員長** 田中所長。

○**田中隆志こども家庭相談センター所長** はい。こども家庭相談センター田中です。今回のこの見守り支援事業につきましては、まず、子供等の状況把握ということをもっと行った上で、そのプラスアルファとして食事の提供、また基本的な生活習慣の習得支援や生活指導または学習習慣の定着のための学習支援などを必要に応じて行っていくというものでして、一番の主眼は子供等の状況把握ということでございます。以上です。

◆**棕田昇一委員長** 金田委員。

◆**金田靖典委員** 具体的に2つの事業所ってということで予算は取られていますけども、もう当てるっていうのか、手挙げはされているはところあるんですかね。

◆**棕田昇一委員長** 田中所長。

○**田中隆志こども家庭相談センター所長** はい。すみません。この事業につきましては事業対象

者、これから鳥取市内でこども食堂や子供等に対する支援を行う民間団体を想定しておりまして、この議会の議決後に市内18か所のこども食堂の運営事業者を対象に説明会を行って、事業を実施していただける方を募るという予定にしております。現段階で特に委託をしているという事業所はございませんけれども、できる限り多くの皆様に御参加いただけたらというふうに思っております。以上です。

◆金田靖典委員 ありがとうございます。

◆椋田昇一委員長 そのほかはございますか。足立委員。

◆足立考史委員 引き続き今のところで質問させていただきますが、この対象となる子供の登録ということの文言が出ていますが、どのように登録されていくのか、個人情報等もあるので少しその点お聞かせください。

◆椋田昇一委員長 田中所長。

○田中隆志こども家庭相談センター所長 こども家庭相談センター田中です。支援対象児童の登録ということでございますけれども、現在、鳥取市要保護児童対策地域協議会の管理ケースとなっている子供の中で、支援ニーズが高いと思われる子供やあるいは地域の目が届きにくい子供を所内で協議した上で、対象者として選定いたします。具体的には行政や地域の支援が必要と思われるが、なかなか連絡が取りにくい子供などを想定しているところです。また、事業実施者等からの報告で要支援児童等にはならないまでも見守りが必要と当センターが判断した子供も対象者にしていきたいと考えております。

また、個人情報の件につきましては、この事業、国の実施要綱で事業に関わるものは事業により知り得た個人情報を漏らしてはならないというふうに示されております。個人情報の保護について当然十分に遵守していく必要があると考えておりますので、民間団体等へのこの情報提供とかにつきましては要保護児童対策地域協議会の関係団体というような位置づけで御参加をいただき、契約書の中にも守秘義務を課しますというようなことをうたっていくことで情報提供なんかも可能になるというふうに思っております。以上です。

◆椋田昇一委員長 いいですか。そのほかございますか。よろしいですかね。では以上で質疑を終了いたします。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆椋田昇一委員長 では、討論なしと認め討論を終結します。

これより議案第105号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決します。本案に対し賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◆椋田昇一委員長 挙手全員と認め本案は原案のとおり可決されました。

新型コロナウイルス感染症在宅療養に係る医療提供体制の整備について（説明・質疑）

◆椋田昇一委員長 では、続きましてその他の報告に入ります。新型コロナウイルス感染症在宅療養に係る医療提供体制の整備についての説明をお願いします。大塚次長。

○大塚月子次長兼保健医療課長 保健医療課大塚です。お手元に配らせていただいております横長の資料、宿泊療養・在宅療養における医療提供体制の整備についてという資料を御覧ください。よろしいでしょうか。7月下旬以降想定を超える多くの新規の新型コロナの新規陽性者が発生しました。本市保健所管内でも在宅療養をしていただいた方がありまして、今日現在で実人数236名の方に在宅療養をしていただきました。このたび、県及び東部医師会、薬剤師会、鳥取県看護協会と連携しまして宿泊療養・在宅療養における医療提供体制の整備を行いましたので、報告をさせていただきます。お手元の資料は宿泊療養・在宅療養の流れを書いたものになります。陽性者が増加した場合でも原則入院としておりますので、もちろん高齢者の方であるとか、妊婦の方、あるいは重症化リスクのある方については、宿泊とか在宅ではなく入院していただくのが原則だと考えておりますので、宿泊・在宅療養の対象にはなりませんので御承知ください。

まず、宿泊療養・在宅療養に当たっては、まず上にありますメディカルチェックセンターでメディカルチェックを受けていただきます。ここは従来とは変わりません。メディカルチェックセンターのほうでチェックの結果、入院の必要があると判断された方は入院となります。入院の必要はありませんということであれば、宿泊療養あるいは在宅療養のほうに調整をしていくこととなりますが、基本は、やはり宿泊療養が原則優先ということとなりますが、陽性者が8月のように多くあった場合は宿泊先の部屋数も限られますので、在宅療養をお願いすることとなります。例えば小さいお子さんがいらっしゃるなどの御家庭の事情がおありであるとか、あるいは家庭内で隔離ができる部屋がちゃんとありますよというような状況ですとか、あるいはいろんな状況等お聞きして在宅療養をお願いすることとなります。ここも従来とは変わってはおりません。

下のところの宿泊療養・在宅療養になるわけですが、宿泊療養のほうは現在139室、県のほうで確保をされておられまして、即応居室数は約30室というふうになっております。宿泊療養先では毎日の医師派遣といいますか、医師がホテルのほうに出向いてオンラインで診察をするという体制が整っておりまして、薬剤の処方のところはアンダーラインが引いてありますが、これは従来から市販薬なんですけれども、医師が処方といいますか、この薬を飲んでくださいと言ったものを、診察の結果出されたものをホテルのほうで飲んでいただくということになります。それからホテルのほうは看護師さんの24時間常駐による健康サポートを受けていただくこととなります。

在宅療養なんですけれども、在宅療養は従来から訪問看護ステーションの看護師、それから本来は訪問看護ステーションの看護師だけで健康チェック、健康サポートをする予定だったんですけれども、非常に多くの陽性者があったということで、今回は保健所保健師と役割分担をして両方が毎日の健康サポートを行いました。本人さんには一日朝昼晩と体温を測っていただいたり、血中の酸素濃度を測っていただいたりしてございまして、朝と夜2回看護師、保健師が電話によってその結果をお尋ねしたり、健康状況を聞いたりというようなことを従来からやっておりました。それで、例えば熱が長引いたりだとか、血中酸素濃度がちょっと低かったりした場合には、ちょっと体調が悪いですといった場合には、従来は再度メディカルチェックセン

ターのほうを受けていただいて、必要な薬を処方していただくという流れになっておりましたけれども、今回、医師会、それから薬剤師会の協力を得まして、お医者さん、基本はかかりつけの先生ですけれども、かかりつけの先生がいらっしゃらない場合は保健所のほうで調整をしていただいたお医者さんのほうで電話での診療をしていただきまして、お薬を処方していただいたものを薬剤師さんのほうで、薬局のほうで調整をしていただいて、薬剤師さんのほうでお家まで配達をしていただくという体制を整えさせていただきました。

新型コロナは無症状の方もいらっしゃるのはいらっしゃるんですけども、ずっと陽性の方を見ていて、ずっと無症状っていう方はあまり多くなくて、陽性が分かった段階では無症状であっても療養が始まってから熱が出てきたりだとか、咳が出たりだとかというような症状が出てくる方が大半だというふうに考えております。こういった診療体制を整備することでそういった方に素早く対応できるということができるようになったのではないかとこのように考えております。また今後、これはオンラインの診療なんですけれども、お医者さんのほうに実際お家のほうに出向いていただいた訪問診療ができる体制も、現在、体制整備をさせていただいているところです。

以上、このたび医療提供体制の整備をさせていただきましたので報告させていただきました。以上です。

◆**棕田昇一委員長** 御説明をいただきましたが、委員の皆様から質問等ございますか。加藤委員。

◆**加藤茂樹委員** はい。現在の入院、宿泊、在宅数、分かりますか。

◆**棕田昇一委員長** 大塚次長。

○**大塚月子次長兼保健医療課長** 保健医療課大塚です。今日現在の入院者はちょっと待ってください。すみません。お待たせしました。昨日現在で入院の方が5名、宿泊療養はおられません。それから在宅療養は4名になっております。

◆**棕田昇一委員長** 加藤委員よろしいですか。

◆**加藤茂樹委員** はい。ありがとうございます。

◆**棕田昇一委員長** そのほかございますか。大塚次長。

○**大塚月子次長兼保健医療課長** 昨日現在の数字を間違えて、おとつい現在のものをお伝えしました。申し訳ありません。昨日現在で。

◆**棕田昇一委員長** じゃあ、もう1回、昨日現在ですよ、はい。

○**大塚月子次長兼保健医療課長** はい。昨日現在に訂正させていただきます。入院患者さんが4名、それから宿泊療養の方はおられませんで、在宅療養が3名となっております。すみませんでした。

◆**棕田昇一委員長** そのほかございますか。金田委員。

◆**金田靖典委員** すみません。いつかはどうなるのかと思っていましたが落ち着かれましたね、御苦労さまでした、本当に。僕らそばで見てはらはらしとるぐらいしか、用がないんですけども、1つ教えてください。この宿泊療養でね、139室を確保しているというのと、実際問題この下に書いてある即応居室数30というの、これは提供をされている部屋数が139室、実際に入れるというのは実際のところでがんがんでいくと30という理解でいいんですかね。

◆**棕田昇一委員長** 大塚次長。

○**大塚月子次長兼保健医療課長** 保健医療課大塚です。そのとおりでして、ホテルは県のほうが確保されているんですけども、今のところ2箇所139室をいざとなれば入れるように確保はされておられます。この即応居室数30といえますのは、今現在、看護師さんが24時間常駐で対応できるという、今すぐ入れるところが約30室だということになっています。いざとなれば、看護師さんなり、いろいろな職員なりを、体制を組んで最大139室は使えるようにするというふうには伺ってはおります。

◆**棕田昇一委員長** 金田委員。

◆**金田靖典委員** はい。ありがとうございます。それで、県がね、一番最初のときに、これぐらい確保していますと言っていた、例えば病床数にしてもね、それから宿泊療養の数にしても、はい、はいと言って手挙げをしてもらったから、かなり大きな数字が出てね、実際に動き出したら実際にはなかなかそうはならない、それはそうだと思うんですね。何かその辺りがちょっと実態が分からんままに、数字だけがね、独り歩きしてしまって、何だ、300人入るって言っていたのに、もう入れんようになってるじゃないかっていうようなこともあったんで、あの辺りはやっぱり県がきちっと本当にこれだけに対応できる、安心感を与えるというものもあるんでしょうけども、やっぱりその辺りはしっかり保健所さんとも相談されて、がんがんのところでね、どういう形で対応ができるのかというのが、今後も調整していただければなと思います。大分5波が下向きになってちょっとやれやれかなと思っとなら、多分またいつ何どき（聴取不能）くるかもしれませんから、いろいろな手順もね、皆様がスキルをつくられて対応をされているんだなど、本当に御苦労さまでしたけども。はい。以上です。

◆**棕田昇一委員長** はい、御意見ということですね。そのほかございますか。いいですかね。はい、では以上でその他報告を終わりにしたいというふうに思います。

以上をもちまして、福祉保健委員会を終了します。どうも皆様お疲れさまでした。

午前11時15分 閉会

令和3年9月定例会 福祉保健委員会

(議案審査、その他の報告)

日 時：令和3年9月21日(火)

午前10:00～

場 所：本庁舎7階第1委員会室

福 祉 部

1 議案【質疑・討論・採決】

- ・議案第105号 令和3年度鳥取市一般会計補正予算(第7号)【所管に属する部分】
- ・議案第106号 令和3年度鳥取市介護保険費特別会計補正予算(第2号)

健康こども部 (福祉部終了後)

1 議案【質疑・討論・採決】

- ・議案第105号 令和3年度鳥取市一般会計補正予算(第7号)【所管に属する部分】

2 その他の報告

- ・新型コロナウイルス感染症在宅療養に係る医療提供体制の整備について(保健医療課)